

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

島根県立浜田商業高等学校

学校いじめ防止基本方針

島根県立浜田商業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針作成にあたり

いじめの問題への対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むべき最重要課題の一つである。いじめは、冷やかしたり仲間外れなどの他に情報機器を介した誹謗中傷、物理的な暴力行為などのかたちで現れ、学校だけでは対応が困難な事案が増加する現状にある。また、いじめを受けたことによって学校に登校できなくなり、最悪の場合は自らの命を絶とうとしてしまうなど、深刻に悩み傷つき生命または身体に重大な危険を生じさせる重大な問題である。このような事態を防止するために「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識の中で「いじめはいじめる側が悪い」、「いじめは絶対に許されない」という共通の強い姿勢で対応する。

そこで、生徒たちが明るく主体的かつ意欲的に充実した高校生活を送れるように以下の3つの柱を基に「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

- | |
|---|
| (1) いじめの未然防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめの確認時における組織的かつ迅速な対応 |
|---|

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの構造

「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけでなく、その当該行為を
はやし立てたり、面白がって見る「観衆」、そして見て見ぬふりをする「傍観者」からなる。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、使い走りさせられたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめ防止への取り組み・対応

(1) 各分掌での取り組み

総務部 ～ 保護者・地域との連携・図書関連情報の充実 ～

- ・学校いじめ防止基本方針等の保護者への周知
- ・保護者面談の実施（7月、12月）
- ・意識啓発のための図書の充実
- ・読書会等を通しての意識の啓発、利用マナーの向上と利用態度観察

教務部 ～ 学習指導・特別活動の充実、生徒面談の定期的実施 ～

- ・コミュニケーション能力を高め、自信を持たせる授業づくりの実践
- ・一人ひとりに配慮した、より分かりやすい授業づくりの実践
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの実践
- ・各学期末に面談を実施し、生徒の状況を把握する

生徒部 ～ 「さわやか浜商生」としての意識向上 ～

- ・学園祭等の行事を通しての自己有用感の育成
- ・体育祭や文化祭での集団活動を通して他者を尊重できる取り組みの実践
- ・生徒会活動（さわやか推進委員会）の充実

保健相談部 ～ 教育相談の充実、人権意識調査等の実施、人権教育の充実 ～

- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・保健室来室生徒の状況把握
- ・LHR活動等を通しての人権意識の高揚
- ・意識調査による実態把握（5月、11月、1月）
- ・「さわやかステージ」の開催

進路指導部 ～ 進路実現への意識向上 ～

- ・進路意識向上への説明会等の実施
- ・進路学習を通しての対人関係能力及び自己肯定感の育成

商業部 ～ 人権教育の充実 ～

- ・課題研究活動を通しての対人関係能力及び自己肯定感の育成
- ・各種検定取得を通しての自己有用感等の育成

(2) いじめの防止等の対策のための指導体制・組織

指導体制	対応事項
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の観察、声かけ ・情報の共有
担任 学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒面談、家庭との連絡 ・学年会での情報共有、実態把握
企画会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有、必要な手立ての協議 ・構成員 教頭、学年主任、保健相談部長、保健部員、養護教諭
生徒サポート 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教務規定に関する対応協議 ・構成員 教頭、教務部長、生徒部長、学年主任人権・同和教育主任 保健相談部長保健相談部員（教育相談 担当）、養護教諭 特別支援教育コーディネーター

いじめ防止委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での取り組み確認 ・情報管理の一元化 ・構成員 校長、教頭、総務部長、生徒部長、保健相談部長 人権・同和教育主任、教職員代表1名
いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案発生時の対応、協議 ・構成員 校長、教頭、総務部長、生徒部長、保健相談部長 人権・同和教育主任、教職員代表1名 該当生徒担任等の出席を求める。

なお、必要に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、医師、警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の参画を検討する。

(3) いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築いた上で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数等で検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

② いじめの防止のための取組

いじめの防止のために以下の点に留意して取り組むこととする。

- 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒にも、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）等で、日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受け止め、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

- 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
 - 人権集会を開催するなどして、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
 - 所轄警察署と連携し、警察職員や少年警察ボランティア等によるいじめの防止を主眼とした非行防止に向けた取組を推進する。
- ③ 特に配慮が必要な生徒への対応
- 以下に掲げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。
- 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災等により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめの発見に向けた取り組み

(1) 内容

- ① 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・各学期末に担任との面談の実施
- ② 調査等の実施
 - ・意識調査等の実施（5月、11月、2月）
 - ・さわやか推進委員会の開催
- ③ 情報の共有
 - ・報告経路の周知・報告の徹底
 - ・生徒情報交換会、職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

(2) 事象の発生時の対応

事象の発生

報告（問題提起者、第一発見者、事象当事者等）

担任・学年主任

報告

いじめ対策委員会 指揮系統・情報管理の一元化
① 取り組み記録（時系列）の作成開始

対応

生徒部

- ・事実確認・実態把握
- ・客観的事実関係を記録…曖昧性・不明性を払拭
- 対象 ①連絡報告者 ②被害者
③加害者 ④周囲の人
- ・当事者を支える取組 … いじめを受けた人（最優先）

いじめ対策委員会 ①認知判定・問題行動かどうかの判断
②外部機関との連携協議（教育委員会・関係機関への連絡）

・暴力等

生徒指導委員会

問題行動への対応

・いじめ等

人権問題対策委員会

差別事象・人権侵害の対応

職員会議 … 対応の決定（懲戒処分等）

6 いじめに対する措置

いじめ行為を発見した場合、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。その後は速やかに校内組織に報告し、事実確認を行う。

(1) 生徒への対応

① いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等の在り方を検討する。また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。

なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者、警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

② いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

学校は、いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導にあたっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ インターネット上のいじめへの対応

生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応についてはインターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしま

ったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(2) 関係機関との連携

学校だけの解決が困難な場合は、下記の関係機関等と情報を交換し、場合によってはケース会議を開催するなどして関係機関と一体的な対応をとる。

① 教育委員会

関係生徒への支援・指導、保護者への対応、関係機関との調整で連携する。

② 警察

心身や財産に重大な被害が疑われる犯罪等の違法行為が疑われる場合に連携する。

③ 福祉等行政機関

家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握等で連携する。

④ 医療機関

精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言等で連携する。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

- ① いじめへの対応については、学校に置かれたいじめの防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。
- ② 教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないように教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。
- ③ 学校自体の雰囲気、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

(2) 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。さらに目安にかかわらずいじめにより生徒が一定の期間、連続して欠席するような場合は、適切に判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に速やかに報告し、対応を相談する。生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

重大事態が発生した場合の調査主体は、原則として学校とする。

ただし、以下の場合、原則として教育委員会を調査主体とする。

- ・重大事態が自死事案の場合
- ・教育委員会が事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合

9 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月）継続していること。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を通じて確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する必要がある。「いじめ防止委員会」は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。